大　会　宣　言

全国港湾は、2017年9月13～14日の2日間にかけ、豊橋市「シーパレス日港福」において、第10回定期大会を開催し、16年度産別運動の総括にたって、一連の独禁法問題や雇用・職域確保の取り組みをはじめ、山積する産別運動の課題克服に向けた早急なる取り組みの必要性と暴走する安倍政権の大失策のひとつである「残業代ゼロ法案」など、労働法制改悪の動きを阻止する取り組みを17年度運動方針で確立した。

私たちは、安倍政権が推し進めている憲法改悪をはじめとした、秘密保護法・共謀罪などの平和と民主主義、人権をも無視する非道ともいうべき国策に対し、断固反対行動を組織しなければならない。これらの悪法・国策によって、我々港湾労働者の正当な取り組みまで否定されるからである。

そして、安倍政権は戦争が出来る国に仕立て上げ、違法にも辺野古新基地建設を強行していることに、我々は断固容認できない。我々は行動権を背景にあらゆる阻止行動を講じて港湾労働者は兵站労働者にはならないとの団結を固めることを確認した。

また、国は物流の効率化のもとに内陸通関を行うことで、港湾の通過貨物政策を推し進めた。その結果、貿易立国日本の窓口である港湾での水際の監視機能が疎かになり、外来危険生物問題（ヒアリ）等にみる国民の安全・安心が脅かされようとしている。

一方、船社は、独善的ともいえるコンソーシアムの再編・買収・統合など、運航の効率向上により打開策を図ろうとしている。

また、国策として荷役機器の遠隔操作や自動化に向けた制度改正、AI(人工知能)やIoT(モノのインターネット)を推進することで、港湾労働者の雇用・職域までもが脅かされる事態を招いている。

第10回定期大会は、暮らしと平和を守り、港湾運送事業の健全な発展、港湾労働者のための政策・制度確立にこだわった取り組みを進めていく決意を次の通り確認した。

第一に、港湾労働者の雇用と職域の確保・拡大、安心安全の職場づくりを基本に港湾労働者の諸労働環境改善を図る取り組みを行う。

第二に、一連の独禁法問題を払拭し、産別労使関係を基軸に、交渉の促進・産別協定の強化・拡大を図る。

第三に、安倍政権の立憲主義破壊と憲法改悪に反対し、港湾労働者・国民の暮らしと命・平和を守る取り組みを進める。

第四に、辺野古新基地建設反対の取り組みを港湾労働者として組織し、土砂搬出阻止に向けた取り組みを進める。

以上の取り組みを進めるために、産別運動に結集する港湾労働者の更なる一致団結を図っていくこととする。

以上、宣言する。

２０１７年９月１４日

全国港湾労働組合連合会第10回定期大会

全国港湾労働組合連合会2017年度中央執行委員候補者名簿

役職名	氏名	出身単組
中央執行委員長	糸谷　欽一郎	日港労連（専従）
中央執行副委員長	松本　耕三	全港湾
同	柏木　公廣	日港労連
同	瀬戸　修	検数労連
同	遠藤　一幸	検定労連
書記長	玉田　雅也	（専従）
書記次長	市川　康太郎	検定労連（専従）
中央執行委員	大野　進	全港湾
同	松永　英樹	全港湾
同	鈴木　誠一	全港湾
同	真島　勝重	全港湾
同	諸見　力	全港湾
同	鈴木　龍一	全港湾
同	山口　順市	全港湾
同	西脇　敬	全港湾
同	山田　敏也	日港労連
同	小林　壽男	日港労連
同	東海　和男	日港労連
同	吉岡　幸治	日港労連
同	南原　英徳	日港労連
同	崎田　克己	日港労連
同	竹内　一	日港労連
同	山田　拓	検数労連
同	光部　泰宏	検数労連
同	園田　高義	検定労連
同	外池　徹雄	検定労連
同	柳野　大輔	全倉運
同	瀬川　剣吾	全倉運
同	小嶋　敏弘	大港労組
同	佐藤　文昭	大港労組
同	山田　昌敏	全日通
同	高野　洋	全日通
会計監査	石井　和正	検数労連
同	大庭　達也	大港労組
名誉顧問	植草　秀夫	元全国港湾事務局長

リレー随筆 ～藤木インスペクター日誌～

エピソード⓪

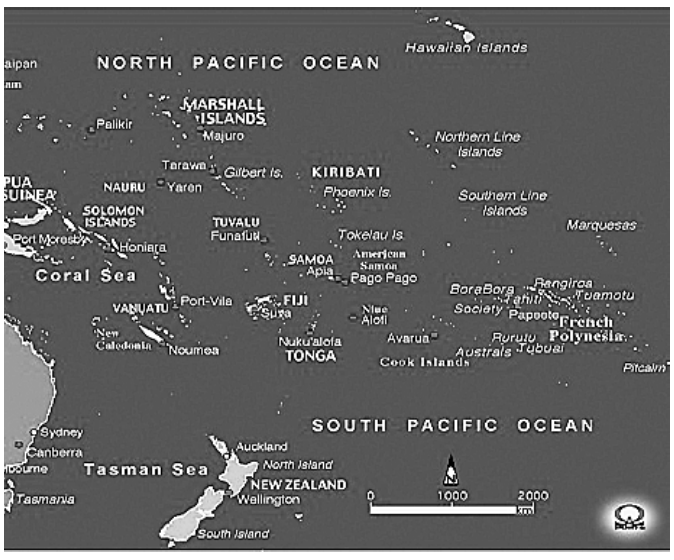

皆様、お久しぶりです。藤木です。教宣委員の責任を外池教宣委員長に言われとうとう私の番が来てしまいましたので書かせていただきます。

八月中旬のある日、千葉の穀物埠頭に碇泊している本船へ行ったときのことです。

とりあえず乗り込んで船長と会うと「ようこそ！」言われ、少し話をしたのちに「この船は、協約を持っていますか」の問いに「あるよ、けどITFには加盟していないけど」と組合の名前を聞くとフィリピンでは、五つぐらいの船員組合がありますが、その中で中立的な組合でした。

自国船籍だしょうがないなと思い「自国船籍だし、、」と言いかけると「うんにゃマジュロー（マーシャル諸島の一部）」というので（内心えっ！と思いましたが、船籍を変えたのかなと思い、本船の仕様のような紙を見てびっくり、船名自体が違うのでした。

船名も簡単に変えれるので「この本船は○○では？」と聞くと「ああその船は、今朝一番で向かいのバースに移動しているのを見たよ」と言われて（ああ～！ここの近場では、三つのサイロがあり、日によってすぐシフトするのを確認し忘れたのを思い出しました。と同時に乗船するときに船名を確認しなかったことを後悔しました。

船長に「ディメンシア（認知症」って知ってる？と聞くと「知っている」と言われたので「それは俺のことだ。本船自体を間違えた！」と説明すると船長は、笑いながら「でも来てくれてありがとう！」と逆にガッカリしている自分を慰めてくれることとなったのでした。

労働関係調整法講座⑧

～第四章～「仲裁」

今号は、第四章「仲裁」（二九～三五条）の内容です。

■「仲裁」は、労働関係当事者の合意による申請に基づき、労働委員会の公益委員で構成される仲裁委員会が解決案を「裁定」として下すもので、当事者を拘束する調整方法です。

［あっせん］［調停］と異なる点は、仲裁委員会の「裁定」が両当事者を拘束するところにあり、それ故に当事者の合意による申請によって開始されます。

以下、第四章「仲裁」の具体的な規定の内容です。

○労働組合法（二〇条）の規定による労働委員会の「仲裁」は、この章に運用方法や手続きが定められています（二十九条）。

○「仲裁」は、関係当事者双方から労働委員会に申請が行われたときや労働協約に「仲裁」の申請を行うとの定めがある場合には、一方の申請によっても行われます（三十条一、二号）。

○「仲裁」は、三人以上の奇数の委員構成による仲裁委員会で行われます（三十一条）。

○仲裁委員は、労働委員会の公益代表委員又は特別調整委員の中から、関係当事者が合意した委員を労働委員会の会長が指名します。関係当事者の合意が得られなかったときは、労働委員会会長が当事者の意見を聴いた上で、前述の委員の中から指名されます。

なお、中央労働委員会の公益委員は一般企業担当委員となります（三十一条の二）。

○仲裁委員会には、仲裁委員の互選によって委員長が置かれます（三十一条の三）。

○仲裁委員会は委員長が招集し、委員の過半数の出席がなければ、会議開催と議決は行われず、議事は過半数によって決められます（三十一条の四の一～三項）。

○関係当事者のそれぞれが指名した労働委員会の使用者代表委員又は特別調整委員及び労働者代表委員又は特別調整委員は、仲裁委員会の同意を得て、会議に出席し、意見を述べることができます（三十一条の五）。

○仲裁委員会は「仲裁」が行なわれる際に、関係当事者及び参考人以外の者の出席を禁止することができます（三十二条）。

○仲裁「裁定」は、書面に作成し、効力発生期日を記する必要があります（三十三条）。

○仲裁「裁定」は、労働協約と同一の効力を持ち、当事者を拘束します（三十四条）。

○この章の規定は、労働争議の当事者が、双方の合意又は労働協約の定めにより、別の仲裁方法によつて事件の解決を図ることを妨げないとしています（三十五条）。

次号は、第四章の二「緊急調整」（三十五条の二～五）の内容です。